

所報 たまじむ

平成 29 年 11 月 1 日
第 2 号

東京都多摩教育事務所
東京都立川市錦町 4-6-3
Tel 042-524-7222
Fax 042-528-0985

教職員一人一人の意識を高めて

東京都多摩教育事務所 管理課長
田口由子

公務員には、地方公務員として服務上の義務が課せられています。特に教育公務員は、児童・生徒の成長に大きな影響を与えることから、専門的な知識はもとより、豊かな人間性と使命感が求められます。その職責を十分に理解し、倫理観や規範意識等を一層高め、サービスの厳正に努める必要があります。

しかしながら、東京都教育委員会が平成29年6月8日に公表した「平成28年度に発生した都内公立学校における体罰の実態把握について」によると、体罰を行った者は34人で、前年度(62人)よりも約45%減少し、実態把握を開始した平成24年度(184人)の約5分の1に減少しているものの、決して少ない数字とは言えず、引き続き体罰の根絶に向けた取組が必要です。

また、文部科学省が平成28年12月22日に公表した「平成27年度公立学校教職員の人事行政状況調査」によると、平成27年度のわいせつ行為等に係る懲戒処分者数等の教員数に対する割合は、全国の0.02%に比べ東京都は0.04%と高い状態にあり、服務事故防止の更なる徹底が必要です。



東京都教育委員会 平成29年5月

小学校は平成30年度、中学校は平成31年度から「特別の教科 道徳」が全面実施となります。各学校では、道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てていきます。

このような子供たちの道徳性の育成に当たっては、まず指導者である教師が襟を正し、自らを律していく必要があります。日頃から教師としての誇りをもち子供たちの手本として行動していくことが大切です。

現在、全ての学校においては、服務事故防止研修を意図的・計画的に実施しています。本年5月に東京都教育委員会がまとめた「使命を全うする！～教職員の服務に関するガイドライン～」を研修に活用していただき、服務事故の根絶に努めていくようお願いします。

◇ ◇ 目 次 ◇ ◇

【巻頭言】 教職員一人一人の意識を高めて	1
【特集①】 「特別の教科 道徳」の評価の考え方・進め方	2～3
【特集②】 新しい学習指導要領の全面実施に向けた移行措置の内容の概要	4～5
【特集③】 Are you ready? 移行期間中における小学校外国語活動の取扱い	6～7
【情報】 平成29年度 東京都多摩地区教育推進委員会（多摩推）の研究の内容	8

本号については、東京都多摩教育事務所のホームページからダウンロードできます。
ファイルの形式はPDFです。

<http://www.tamajimu.metro.tokyo.jp/>

「特別の教科 道徳」の評価の考え方・進め方

- ◆ 平成27年3月に、学校教育法施行規則を改正し位置付けられた「特別の教科 道徳」は、小学校では平成30年度、中学校では平成31年度から全面实施となります。
- ◆ 新しい小学校及び中学校学習指導要領では、「特別の教科 道徳」の評価について、「児童（生徒）の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要がある。ただし、数値などによる評価は行わないものとする。」と示されています。

I 「特別の教科 道徳」の評価の考え方 ※「小学校及び中学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編」

◆ 評価の基本的な考え方

- 個々の内容項目ごとではなく、**大きくくりなまとまりを踏まえた評価**とすること
- 他の児童（生徒）との比較による評価ではなく、児童（生徒）が**いかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価**として記述式で行うこと
- 学習状況の評価に当たっては、道徳科の学習活動に着目し、年間や学期といった**一定の時間的なまとまり**の中で、児童（生徒）の学習状況や道徳性に係る成長の様子を把握する必要があること
- 評価に当たっては、特に、学習活動において児童（生徒）が道徳的価値やそれらに関わる諸事象について他者の考え方や議論に触れ、自律的に思考する中で、**一面的な見方から多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているか**といった点を重視すること

◆ 個人内評価として見取り、記述により表現する際の視点（例）

- **一面的な見方から多面的・多角的な見方へと発展させているか**
 - ・ 道徳的価値に関わる問題に対する判断の根拠やそのときの心情を様々な視点から捉え、考えようとしていること
 - ・ 自分と違う立場や感じ方、考え方を理解しようとしていること
 - ・ 複数の道徳的価値の対立が生じる場面において取り得る行動を多面的・多角的に考えようとしていること
- **道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているか**
 - ・ 読み物教材の登場人物を自分に置き換えて考え、自分なりに具体的にイメージして理解しようとしていること
 - ・ 現在の自分自身を振り返り、自らの行動や考えを見直していること
 - ・ 道徳的な問題に対して自己の取り得る行動を他者と議論する中で、道徳的価値の理解を更に深めていること
 - ・ 道徳的価値の実現することの難しさを自分のこととして捉え、考えようとしていること

II 「特別の教科 道徳」の評価の進め方

多摩事務からの提案

「大きくくりなまとまりを踏まえた評価」の捉え方

提案 1 「大きくくりなまとまりを踏まえた評価」とは、「評価の枠組み」を設定して子供の学習状況を把握して評価することと捉えました。毎時間の授業における子供の学習状況から総合的な評価を行う際の「評価の枠組み」として、例えば「内容項目の視点」や「関連のある内容項目のまとまり」などが考えられます。

◆ 「内容項目の視点」を“評価の枠組み”として、子供の成長の様子を捉えた評価

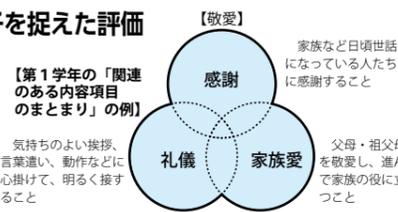
「A 主として自分自身に関すること」「B 主として人との関わりに関すること」「C 主として集団や社会との関わりに関すること」「D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること」といった内容項目の視点を“評価の枠組み”として、そのなかで特に顕著と認められる内容項目の視点に基づいて子供の姿や具体的な状況を捉えて評価します。

〔例〕「B 人との関わりに関すること」 友達との意見の交流を通して、「友達とよりよい人間関係を築くためには、相手の意見を受け入れるだけでなく、自分の思いや考えを伝えた上で相手のことを尊重することが大切である」というように、自分の考え方を広げることができました。

◆ 「関連のある内容項目のまとまり」を“評価の枠組み”として、子供の成長の様子を捉えた評価

例えば「敬愛」をテーマに、「感謝」「礼儀」「家族愛」のような関連のある内容項目のまとまりを“評価の枠組み”として、そのテーマに基づいて特に顕著と認められる子供の姿や具体的な状況を捉えて評価します。

〔例〕**テーマ：敬愛** 最初の「感謝」の授業では、「ありがとうという言葉は何となく言っている」と発言していましたが、「家族愛」の授業では、「家族が私のことを思って助けてくれているから、自分も役に立ちたい」と、家族に対する感謝の思いを自分自身との関わりの中で深めていくことができました。



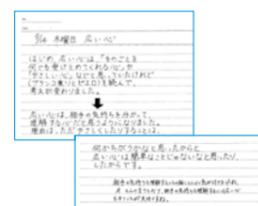
学校の取組

取組 1

「個人内評価の視点」で子供の学習状況を捉えた評価（小平市立小平第十二小学校）

道徳用のノートやファイルを使用して毎時間の子供の学習状況を見取り、多面的・多角的な見方への発展や道徳的価値の理解の深まりについて、特に顕著と認められる子供の姿や具体的な状況を捉えて評価します。

【道徳用のノートの例】



道徳用のノートによる学習状況の蓄積

道徳用のノートを使用して、子供が毎時間の授業で考えたことを蓄積していきます。

【使用例】

授業の開始時に、教材を読み、道徳的価値に迫る自分の考えを書きます。さらに授業の終末では、友達の考えに触れて新たに考えたことや気付いたことを書くように促します。教師は、子供を励ますコメントを書き、子供が自らの成長を自覚できるようにします。

顕著に成長した状況の通知表への記載

蓄積した道徳用のノートやワークシートを基に顕著な成長が見られた部分を通知表に記載します。子供の具体的な発言やノートに書いた内容を示すことで、学習意欲の向上につなげます。

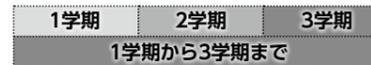
【通知表への記載例】

「自由・自律」の学習では、自分勝手な主人公の行動について考え、ワークシートには「自由な行動は、自分勝手にはせず、責任をもって行動することである」と記入するなど、考えを深めていました。

「一定の時間的なまとまり」の捉え方

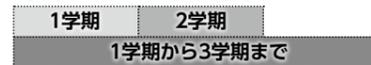
提案 2 子供の学習状況を把握する「一定の時間的なまとまり」には、下の図のように学期ごとのまとまりや学年のまとまり、年度当初からのまとまりが考えられます。「一定の時間的なまとまり」の捉え方を全教員で共有して、評価を進めていくことが重要です。

◆ 学期ごとのまとまり



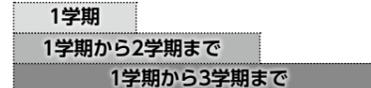
- ・ 学期ごとをまとまりとして捉えて評価し、通知表を作成します。
- ・ 指導要録は、1学期から3学期までをまとまりとして捉えて評価し、作成します。

◆ 学期ごとのまとまりと学年のまとまり



- ・ 1学期と2学期は、学期ごとをまとまりとして捉えて評価し、通知表を作成します。
- ・ 3学期の通知表と指導要録は、1学期から3学期までをまとまりとして捉えて評価し、作成します。

◆ 年度当初からのまとまり



- ・ 1学期は、学期をまとまりとして捉えて評価し、通知表を作成します。
- ・ 2学期は、1学期から2学期までをまとまりとして捉えて評価し、通知表を作成します。
- ・ 3学期の通知表と指導要録は、1学期から3学期までをまとまりとして捉えて評価し、作成します。

取組 2

「学校が重点に置いている内容項目」を“評価の枠組み”にして子供の学習状況を捉えた評価（青梅市立第一中学校）

学校が重点に置いている内容項目について、育成したい生徒の姿を明確にして“評価の枠組み”とします。また、「どのように考えたのか」という問いをワークシートに設け、生徒の学習状況を道徳用のファイルにまとめていきます。

平成29年度 学校経営計画

- 1 学校の教育目標
国際性豊かなよりよい社会人を目指して
- 2 本校が目指す「国際性」
(1) (省略) 公正、公平に接すること。
(2) 我が国の郷土の伝統・文化 (省略)
(3) (省略) 物事を多様な観点から (省略)
- 3 指導の重点
ア 各教科 (省略)
イ 道徳
本校が目指す国際性を育むために、道徳科を要として学校の教育活動全体を通して次の生徒を目指す。
(1) (省略) 公正、公平に接する生徒
<重点に置いている内容項目> C(11)

求める生徒像の明確化

学校経営計画における目指す生徒像を具体的な子供の姿として明確に示し、全ての教師が共有します。

〔例〕(公正、公平に接する生徒の具体的な姿)
自己中心的な考えから脱し、集団における自分の立場に目を向け、社会をよりよくしていくこととする気持ちを育もうとしている。

道徳用のファイルによる学習状況の蓄積

次の視点を取り入れたワークシートを作成し、道徳用のファイルに蓄積していきます。学期末などに、教師はファイル等から子供の学習状況や道徳性に係る成長を把握していきます。

- ① 内容項目に関する自分自身の考え
- ② 友達の考え
- ③ 友達の考えを聞いた上での自分の考え
- ④ 日常生活に生かしたいこと

※ 学校経営計画の2(2)と(3)も同様に、<重点に置いている内容項目>を定めて指導と評価を行っています。

新しい学習指導要領の全面実施に向けた移行措置の内容の概要

◆ 平成29年3月31日に新しい学習指導要領が公示され、小学校は平成32年度から、中学校は平成33年度から新しい学習指導要領が全面実施となります。そのため、移行期間は小学校が平成30年度及び平成31年度、中学校が平成30年度から32年度までとなり、平成29年7月7日付けで文部科学省から「小学校及び中学校の学習指導要領等に関する移行措置並びに移行期間中における学習指導等について（通知）」が示されました。

◆ 各学校においては、この通知に示された移行措置の内容を踏まえて、平成30年度からの教育課程を適切に編成し、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」をバランスよく育成することを目指す新しい学習指導要領の趣旨の実現に向けて指導の充実を図る必要があります。

◆ 本特集では、新しい学習指導要領の全面実施に向けた移行措置の内容の概要を紹介します。

I 新しい学習指導要領によるもの

○ **総則**
 > 教科書の対応を要するものではないため、平成30年度から小学校及び中学校ともに新しい学習指導要領による。
 ※ ただし、小学校においては、新しい学習指導要領第1章第3の1(3)イ(「プログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動」)は除く。

○ **総合的な学習の時間、特別活動**
 > 教科書の対応を要するものではないため、平成30年度から小学校及び中学校ともに新しい学習指導要領による。
 ※ ただし、小学校においては、新しい学習指導要領第5章第3の2(9)の後段部分(「いわゆるプログラミング学習を行う場合には、プログラミングを体験することが、探究的な学習の過程に適切に位置付くようにすること」)は除く。

○ **特別の教科 道徳**
 > 平成27年3月に学校教育法施行規則の改正により「特別の教科 道徳」としており、小学校は平成30年度、中学校は平成31年度から新しい学習指導要領による。
 ※ ただし、中学校においては、平成30年度から全部又は一部について先行実施が可能である。

II 新しい学習指導要領に円滑に移行するために特例を定めているもの —学習内容を追加又は省略する教科— ※小学校外国語活動の移行期間中の取扱いについては、〔特集③〕を参照。

○ 小学校の国語、社会、算数、理科、中学校の国語、社会、数学、理科、保健体育については、現行学習指導要領による場合には以下のように扱うため、指導内容の欠落が生じることのないよう注意する必要がある。なお、省略された内容の後ろにある矢印(⇒)は、その内容の移行先の学年を表しており、全面実施の際に取り扱うこととなる。

	小学校		中学校	
	平成30年度	平成31年度	平成31年度	平成32年度
国語	【第4学年】 新しい学習指導要領の学年別漢字配当表に配当されている漢字により指導する。	【第4・5学年】 新しい学習指導要領の学年別漢字配当表に配当されている漢字により指導する。	【第1学年】 下段に示す漢字(20字)を追加する。 〔都道府県名に用いる漢字の読みと書き〕 茨、媛、岡、湯、岐、熊、香、佐、崎、崎、滋、鹿、縄、井、沖、栃、奈、梨、阪、阜(20字)	【第1・2学年】 下段に示す漢字(20字)を追加する。 【第1学年】 「共通語と方言の果たす役割について理解すること」を追加する。
社会	【第5学年】 現行学習指導要領の指導内容の(1)ア「世界の主な大陸と海洋、主な国の名称と位置、我が国の位置と領土」のうち、「我が国の位置と領土」を省略し、新しい学習指導要領の指導内容の(1)ア(7)「世界における我が国の国土の位置、国土の構成、領土の範囲」に基づき指導することとし、新しい学習指導要領の内容の取扱いを適用する。	【第3学年】 現行学習指導要領の第3学年及び第4学年の指導内容の(1)ア「身近な地域や市(区、町、村)の特色ある地形、土地利用の様子、主な公共施設などの場所と働き、交通の様子、古くから残る建築物など」、(2)「地域の人々の生産や販売」の「仕事」及びイ「特色及びかわり」、(4)「地域社会における災害及び事故の防止」の「地域の人々との協力」及びイ「関係の諸機関の相互の連携」、(5)「地域の人々の生活」の「古くから残る暮らしにかかわる道具」に規定する事項を指導する。ただし、(4)「地域社会における災害及び事故の防止」の指導に当たっては、内容の取扱いの(4)「火災、風水害、地震」のうち、「火災」に関する部分の規定を適用する。 【第5学年】 現行学習指導要領の指導内容の(1)ア「世界の主な大陸と海洋、主な国の名称と位置、我が国の位置と領土」のうち、「我が国の位置と領土」を省略し、新しい学習指導要領の指導内容の(1)ア(7)「世界における我が国の国土の位置、国土の構成、領土の範囲」に基づき指導することとし、新しい学習指導要領の内容の取扱いを適用する。	<平成30年度から平成32年度までの第1学年から第3学年> 【地理的分野】 現行学習指導要領の指導内容の(2)ア「日本の地域構成」を省略し、(1)「世界の様々な地域」に新しい学習指導要領の指導内容のA(1)ア(4)「我が国の国土の位置、世界各地との時差、領域の範囲や変化とその特色など」を追加し、内容の取扱いの(3)ア(4)「領域の範囲や変化とその特色」を適用する。 【歴史的分野】 現行学習指導要領の指導内容の(5)イのうち「富国強兵・殖産興業政策」については、新しい学習指導要領の内容の取扱いの(4)アのうち「富国強兵・殖産興業政策」を適用する。 【公民的分野】 現行学習指導要領の指導内容の(4)ア「世界平和と人類の福祉の増大」に、新しい学習指導要領の指導内容のD(1)ア(7)のうち「領土(領海、領空を含む)、国家主権、国際連合の働きなどの基本的な事項について理解する」を追加し、新しい学習指導要領の内容の取扱いの(5)ア(7)のうち「領土(領海、領空を含む)、国家主権」を適用する。 <平成31年度の第1学年及び平成32年度の第1学年並びに第2学年> 【地理的分野】 【歴史的分野】 授業時数の配当については、新しい学習指導要領の規定により、授業時数を両分野に適切に配当する。 【地理的分野】 現行学習指導要領の指導内容の(1)ウ「世界の諸地域」に、現行学習指導要領の指導内容の(1)エのうち「様々な地域又は国の地域的特色をとらえる適切な主題を設けて追究し、世界の地理的認識を深めさせる」を追加し、内容の取扱いの(3)エ「様々な資料を読み取るなど」を適用し、指導内容の(1)エ「世界の様々な地域の調査」を省略する。 【歴史的分野】 現行学習指導要領の指導内容の(3)ア「鎌倉幕府の成立など」に、新しい学習指導要領の指導内容のB(2)ア(7)のうち「元寇がユーラシアの変化の中で起こったことを理解する」を追加し、内容の取扱いの(3)イのうち「ユーラシアの変化」を適用する。 【歴史的分野】 現行学習指導要領の指導内容の(2)アのうち「世界の古代文明」、(4)アのうち「ヨーロッパ人來航の背景」、(5)アのうち「市民革命」について、それぞれ新しい学習指導要領の内容の取扱いの(3)アのうち「世界の古代文明」、(3)ウのうち「ヨーロッパ人來航の背景」、(4)アのうち「市民革命」を適用する。	
算数・数学	【第3学年】 「量と測定」に「接頭語(キロ(k)やミリ(m))についても触れる」を適用する。 【第4学年】 「量と測定」に「面積の単位とこれまで学習した単位との関係を考察する」を追加し、「接頭語(キロ(k)やミリ(m))についても触れる」を適用する。	【第3学年】 「量と測定」に「接頭語(キロ(k)やミリ(m))についても触れる」を適用する。 【第4学年】 「量と測定」に「面積の単位とこれまで学習した単位との関係を考察する」を、「数と計算」に「小数を用いた倍」を、「数量関係」に「簡単な割合」を追加する。 【第5学年】 「量と測定」に「体積の単位とこれまで学習した単位との関係を考察する」及び「速さ」を追加する。 【第5学年】 「数と計算」の「分数の計算」を省略する。⇒第6学年で指導する。	【第1学年】 「数と式」に「素数の積」を適用し、「資料の活用」に「累積度数」を追加する。 【第1学年】 「資料の活用」の「誤差や近似値、 $a \times 10^n$ の形の表現」を省略する。⇒第3学年で指導する。	【第1学年】 「数と式」に「素数の積」を適用し、「資料の活用」に「統計的確率」「累積度数」を追加する。 【第1学年】 「資料の活用」の「誤差や近似値、 $a \times 10^n$ の形の表現」を省略する。⇒第3学年で指導する。 【第2学年】 「資料の活用」に「四分位範囲」及び「箱ひげ図」を追加する。
理科	【第4学年】 「電気の働き」のうち「光電池の働き」を省略する。⇒第6学年で指導する。	【第4学年】 「電気の働き」のうち「光電池の働き」を省略する。⇒第6学年で指導する。 【第5学年】 「動物の誕生」のうち「水中の小さな生物」を省略する。⇒第6学年で指導する。 【第6学年】 「電気の利用」のうち「電熱線による発熱」を省略する。⇒中学校第2学年で指導する。	【第1学年】 第1分野の「力の働き」に「2力のつり合い」を追加する。 【第1学年】 第2分野の「火山と地震」に「自然の恵みと火山災害・地震災害」を追加する。 【第1学年】 第1分野の「圧力」のうち「水圧」の部分を省略する。⇒第3学年で指導する。	【第1学年】 第1分野の「力の働き」に「2力のつり合い」を追加する。 【第1学年】 第1分野の「圧力」を省略する。⇒第2学年及び第3学年で指導する。 【第1学年】 第2分野の「植物の生活と種類」に「動物の仲間」を追加する。 【第1学年】 第2分野の「火山と地震」に「自然の恵みと火山災害・地震災害」を追加し、「火山災害と地震災害」を適用する。 【第1学年】 第2分野の「葉・茎・根のつくりと働き」を省略する。⇒第2学年で指導する。 【第2学年】 第1分野の「静電気と電流」に「放射線の性質と利用」を適用する。 【第2学年】 第2分野の「日本の気象」に「自然の恵みと気象災害」を追加し、「気象災害」を適用する。 【第2学年】 第2分野の「生物の変遷と進化」を省略する。⇒第3学年で指導する。
保健体育		【第1学年】 体育分野に「運動やスポーツの楽しみ方」を追加する。 【第1学年】 保健分野に「主体と環境」及び「調和のとれた生活」を追加する。	【第1学年】 体育分野に「運動やスポーツの楽しみ方」を追加する。 【第1学年】 体育分野の「運動やスポーツの学び方」を省略する。⇒第2学年で指導する。 【第1学年】 保健分野に「主体と環境」及び「調和のとれた生活」を追加する。 【第2学年】 保健分野に「生活習慣病」及び「喫煙、飲酒、薬物乱用など」を追加する。	

III 全部又は一部を新しい学習指導要領によることができるもの

小学校：生活、音楽、図画工作、家庭、体育 中学校：音楽、美術、技術・家庭、外国語

※ 「追加」とは、指導内容に新たに加えて指導することをいう。「適用」とは、内容の取扱いに示された規定を用いて指導することをいう。

参考文献 ① 小学校及び中学校学習指導要領（文部科学省 平成29年3月） ② 小学校及び中学校学習指導要領解説 総則編（文部科学省 平成29年6月） ③ 小学校及び中学校の学習指導要領等に関する移行措置並びに移行期間中における学習指導等について（通知）（平成29年7月7日付 29文科初第536号）

Are you ready? 移行期間中における小学校外国語活動の取扱い

- ◆ 平成29年3月31日に新しい小学校学習指導要領が公示され、平成32年度から第3学年及び第4学年において外国語活動が、第3学年及び第4学年並びに第5学年及び第6学年の外国語活動で**必ず指導する事項**が示されました。
- ◆ 平成29年7月7日付けの文部科学省からの通知により、新しい小学校学習指導要領の全面実施に向けて円滑に移行するために、第3学年及び第4学年においては、第5学年からの外国語の系統的な学習に向けて、**外国語に慣れ親しませ、学習への動機付**外国語の実施に向けて円滑に移行するために、**アルファベットの文字や単語などの認識、語順の違いなど文構造への気付き**といった事項などを指導しなければなりません。
- ◆ また、それに伴う必要な授業時数を考慮して、移行期間中における授業時数の標準を第3学年及び第4学年では15単位時間、第5学年及び第6学年では50単位時間としています。
- ◆ 本特集では、第3学年及び第4学年並びに第5学年及び第6学年において、移行期間中に**必ず指導する事項**について紹介します。

5学年及び第6学年において外国語が全面実施となります。平成30年度及び平成31年度の移行期間において第3学年及び第4学年並びに第5学年及び第6学年においては、**外国語に慣れ親しませ、学習への動機付**外国語の実施に向けて円滑に移行するために、**アルファベットの文字や単語などの認識、語順の違いなど文構造への気付き**といった事項などを指導しなければなりません。

＜移行期間中における授業時数＞		＜全面実施における授業時数＞	
平成30年度	平成31年度	平成32年度	
小6 (50単位時間)	中1	中2	
小5 (50単位時間)	小6 (50単位時間)	中1	
小4 (15単位時間)	小5 (50単位時間)	小6 (70単位時間)	
小3 (15単位時間)	小4 (15単位時間)	小5 (70単位時間)	
小2	小3 (15単位時間)	小4 (35単位時間)	
小1	小2	小3 (35単位時間)	

I 移行期間中に必ず指導する事項

第3学年及び第4学年

平成30年度及び平成31年度の第3学年及び第4学年の外国語活動の指導に当たっては、新しい小学校学習指導要領第4章外国語活動の規定の全部又は一部によるものとし、新しい小学校学習指導要領第4章外国語活動の内容のうち、**次の事項は必ず指導するものとする。**

【知識及び技能】

(1) 英語の特徴等に関する事項

- イ 日本と外国の言語や文化について理解すること。
 - (ア) 英語の音声やリズムなどに慣れ親しむとともに、日本語との違いを知り、言葉の面白さや豊かさ気付くこと。

【思考力、判断力及び表現力等】

(3) 言語活動及び言語の働きに関する事項

① 言語に関する事項

- ア 聞くこと
 - (ア) 身近で簡単な事柄に関する短い話を聞いておおよその内容を分かたりする活動。
 - (イ) 身近な人や身の回りの物に関する簡単な語句や基本的な表現を聞いて、それらを表すイラストや写真などと結び付ける活動。
 - (ウ) 文字の読み方が発音されるのを聞いて、活字体で書かれた文字と結び付ける活動。

イ 話すこと【やり取り】

- (ア) 知り合いと簡単な挨拶を交わしたり、感謝や簡単な指示、依頼をして、それらに応じたりする活動。
- (イ) 自分のことや身の回りの物について、動作を交えながら、好みや要求などの自分の気持ちや考えなどを伝え合う活動。
- (ウ) 自分や相手の好み及び欲しい物などについて、簡単な質問をしたり質問に答えたりする活動。

ウ 話すこと【発表】

- (ア) 身の回りの物の数や形状などについて、人前で実物やイラスト、写真などを見せながら話す活動。
- (イ) 自分の好き嫌い、欲しい物などについて、人前で実物やイラスト、写真などを見せながら話す活動。
- (ウ) 時刻や曜日、場所など、日常生活に関する身近で簡単な事柄について、人前で実物やイラスト、写真などを見せながら、自分の考えや気持ちなどを話す活動。

第5学年及び第6学年

平成30年度及び平成31年度の第5学年及び第6学年の外国語活動の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第4章外国語活動に規定する事項に新しい小学校学習指導要領第2章第10節外国語の全部又は一部を加えて指導するものとし、新しい小学校学習指導要領第2章第10節外国語の内容のうち、**次の事項は必ず指導するものとする。**

【知識及び技能】

(1) 英語の特徴やきまりに関する事項

- ア 音声
 - 次に示す事項のうち基本的な語や句、文について取り扱うこと。
 - (ア) 現代の標準的な発音 (イ) 語と語の連結による音の変化 (ウ) 語や句、文における基本的な強勢
 - (エ) 文における基本的なイントネーション (オ) 文における基本的な区切り

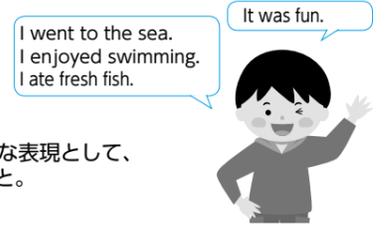
イ 文字及び符号

- (ア) 活字体の大文字、小文字

エ 文及び文構造

次に示す事項について、日本語と英語の語順の違い等に気付かせるとともに、基本的な表現として、意味のある文脈でのコミュニケーションの中で繰り返し触れることを通して活用すること。

- (ア) 文
 - e 代名詞のうち、I, you, he, she などの基本的なものを含むもの
 - f 動名詞や過去形のうち、活用頻度の高い基本的なものを含むもの
- (イ) 文構造
 - a [主語+動詞]
 - b [主語+動詞+補語]のうち、主語+be動詞+
{ 名詞
代名詞
形容詞 }
 - c [主語+動詞+目的語]のうち、主語+動詞+
{ 名詞
代名詞 }



【思考力、判断力及び表現力等】

(3) 言語活動及び言語の働きに関する事項

① 言語に関する事項

- イ 読むこと
 - (ア) 活字体で書かれた文字を見て、どの文字であるかやその文字が大文字であるか小文字であるかを識別する活動。
 - (イ) 活字体で書かれた文字を見て、その読み方を適切に発音する活動。
 - (ウ) 日常生活に関する身近で簡単な事柄を内容とする掲示やパンフレットなどから、自分が必要とする情報を得る活動。
 - (エ) 音声で十分に慣れ親しんだ簡単な語句や基本的な表現を、絵本などの中から識別する活動。

オ 書くこと

- (ア) 文字の読み方が発音されるのを聞いて、活字体の大文字、小文字を書く活動。
- (イ) 相手に伝えるなどの目的を持って、身近で簡単な事柄について、音声で十分に慣れ親しんだ簡単な語句を書き写す活動。
- (ウ) 相手に伝えるなどの目的を持って、語と語の区切りに注意して、身近で簡単な事柄について、音声で十分に慣れ親しんだ基本的な表現を書き写す活動。
- (エ) 相手に伝えるなどの目的を持って、名前や年齢、趣味、好き嫌いなど、自分に関する簡単な事柄について、音声で十分に慣れ親しんだ簡単な語句や基本的な表現を用いた例の中から言葉を選んで書く活動。

II 移行期間中における学習評価

移行期間中における学習評価の在り方については、移行期間に追加して指導する部分を含め、引き続き現行小学校学習指導要領の評価規準等（下の「評価の観点」参照）に基づいて学習評価を行います。

また、移行期間中における外国語活動に係る指導要録の取扱いについては、右のとおりとします。



＜現行学習指導要領における外国語活動の「評価の観点」＞

- コミュニケーションへの関心・意欲・態度
- 外国語への慣れ親しみ
- 言語や文化に関する気付き

＜移行期間中における指導要録の取扱い＞

- **小学校第3学年及び第4学年**
総合所見及び指導上参考となる諸事項を記録する欄に、児童の学習状況における顕著な事項を記入するなど、外国語活動の学習に関する所見を文章で記述すること。
- **小学校第5学年及び第6学年**
これまでに引き続き、現在の扱いと同様とし、外国語活動の記録の欄に文章で記述する。なお、外国語活動については、引き続き数値による評価は行わないこととし、評定も行わないものとする。

参考文献 ① 小学校学習指導要領（文部科学省 平成29年3月） ② 小学校学習指導要領解説 外国語編（文部科学省 平成29年6月）、外国語活動編（文部科学省 平成29年7月） ③ 小学校及び中学校の学習指導要領等に関する移行措置並びに移行期間中における学習指導等について（通知）（平成29年7月7日付 29文科初第536号） ④ 小学校学習指導要領、中学校学習指導要領の改訂に伴う移行措置（案）に対する意見公募手続き（パブリック・コメント）の結果について（文部科学省 平成29年7月7日付）

平成29年度 東京都多摩地区教育推進委員会(多摩推)の研究の内容
<研究主題> 主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業の創造
—「深い理解」の実現を目指して—

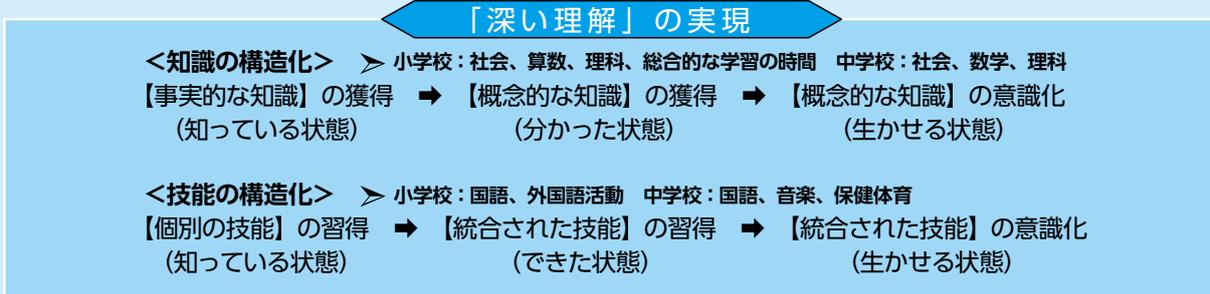
本研究の問題の所在とは —「活動あって学びなし」からの脱却—

- ◆ 新しい学習指導要領の全面実施に向けて、多摩地区の多くの学校では、「主体的・対話的で深い学び」の実現を研究テーマに据えた校内研究が進んでいます。そのなかで、例えば次のような考えの基に授業改善が行われている状況も見受けられます。
 - ・ 『対話的な学び』が必要だと言われているから、グループでの話し合いや作業を取り入れる
 - ・ 『主体的な学び』『対話的な学び』『深い学び』のどれも大切なので、一単位時間の中で全てを取り入れる
 このような形式的な捉え方での授業改善は、子供にとって「活動あって学びなし」という状況に陥りかねないと考えます。
- ◆ そこで、今年度の「多摩推」では、子供たちにとって価値ある学びになるような「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業づくりの在り方について提言します。

本研究で提言したいことは —「深い理解」の実現を目指した授業の創造—

- ◆ 「主体的・対話的で深い学び」は、資質・能力を育成するための子供の学びであり、それ自体が目的とならないように留意することが大切です。そこで、本研究では、子供が資質・能力の三つの柱の一つである「知識及び技能」を他の学習や生活の場面で活用できるようにするといった、生きて働く状態にしていくことを「深い理解」と捉えました。
- ◆ そして、「知識及び技能」を生きて働く状態にしていく過程で、見方・考え方を働かせながら思考・判断・表現することを通して、「知識及び技能」の質を高めたり、学びに向かう力の涵養を図ったりしていくための「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業づくりを次のように考えました。

- ① まず、単元(題材)の学びの過程において、子供がどのような「知識」や「技能」を獲得・習得することを目指すのかといった「知識」や「技能」の構造を明らかにします。
 本研究では、「深い理解」の実現を目指して、「知識」や「技能」を生きて働く状態にするまでの構造を各教科等の特質に応じて、次のように捉えました。



- ② 次に、明らかにした「知識」や「技能」を獲得・習得するために、「主体的な学び」「対話的な学び」「深い学び」の視点から、子供がどのように学ぶかといった「子供の学ぶ姿」を具体的に想定しながら、指導の手だてを構想します。

これらの研究の詳細については、以下のとおり「東京都多摩地区教育推進委員会 報告会」で発信します。平成30年1月に、市町村教育委員会を通して参加の申込みを行いますので、是非多くの先生方に御参加いただきたいです。

<「東京都多摩地区教育推進委員会 報告会」の開催>

平成30年2月16日(金) 午後1時45分から午後4時45分まで
 (受付開始 午後1時15分)

(会場) たましんRISURUホール(立川市市民会館)

- ◆ 研究の基本的な考え方
- ◆ 実践報告 小学校：「国語」「社会」「算数」「理科」「外国語活動」「総合的な学習の時間」
 中学校：「国語」「社会」「数学」「理科」「音楽」「保健体育」
- ◆ 研究協議
- ◆ 指導講評・講演 文部科学省視学官 澤井 陽介氏



東京都立川合同庁舎
多摩教育事務所

次号 予告 「たまじむ」第3号 平成30年2月28日発行予定

- 特集① 東京都多摩地区教育推進委員会の報告(概要)
- 特集② 子供の生命を守るための学校の取組
- 特集③ カリキュラム・マネジメントの実現を目指した学校の取組

情報 学校における働き方改革の取組

※ 内容については変更する場合がありますので、御了承ください。